

職場内で回覧してください

# 協会けんぽとやま

2025年  
3月号

健康保険組合等にご加入の事業所様はご参考までにご覧ください

## 令和7年度の保険料率が決定しました

令和7年3月分（4月納付分）から**変更**となります

富山支部  
健康保険料率

9.62% → **9.65%**

介護保険料率  
(全国一律)

1.60% → **1.59%**

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

### 健康保険料率に影響する「インセンティブ制度」をご存じですか？

協会けんぽでは、加入者及び事業主の皆様の特定健診・特定保健指導の実施率、ジェネリック医薬品の使用割合などの5つの評価指標の取組結果に応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている健康保険料率に反映させる「インセンティブ制度」を導入しています。

インセンティブ（報奨金）は、協会けんぽ47都道府県支部のうち上位15支部に付与され、令和5年度の結果は令和7年度の健康保険料率に反映されます。

<インセンティブ制度支部別順位>

令和5年度結果

**富山支部 全国 第9位**

(令和4年度 第12位)

<富山支部の令和7年度健康保険料率への影響>

本来の見込み **9.68%** → **9.65%**

インセンティブ付与により  
約0.03%引下げ

#### 事業主様へのお願い

従業員の皆様が健康で働き続けるためにも、健康保持・増進を個人の意思や努力だけに任せず、事業所全体で健康づくりに取り組める環境を整えるなど、引き続きご協力をお願いします。

インセンティブ制度の詳細はこちら



●お問い合わせは 企画総務グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス④まで

## 令和7年度健康診断のご案内をお送りします

ご本人  
(被保険者)の  
健康診断

発送物 「生活習慣病予防健診対象者一覧」

送付先 事業所宛

発送時期 3月下旬

対象者 35歳～74歳の被保険者



ご家族  
(被扶養者)の  
健康診断

発送物 「特定健診受診券」

送付先 被保険者ご自宅宛

発送時期 4月上旬

対象者 40歳～74歳の被扶養者



病気は早期発見・早期治療が大切です。1年に1回は必ず健康診断を受けましょう。

●お問い合わせは 保健グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス②まで

## 公式LINEを始めました！

協会けんぽ富山  
ID: @kenpo\_toyama



みなさまへ、よりタイムリーに情報をお届けし、手軽にご覧いただけるよう、公式LINEを始めました。右の二次元コードを読み取るか、LINEアプリホーム「友だち追加」からIDを検索して、ぜひ友だちに追加してください。

※LINEのアカウントをお持ちでない場合、ご利用いただくにはLINEへのアカウント登録が必要です。

### こんな情報を配信しています！

季節の健康情報



健康診断のご案内



各種給付金の制度  
や申請について



マイナ保険証に  
関する情報



引き続き、メールマガジンの会員も募集しています！

LINE公式アカウントの  
詳細はこちら



メールマガジンの  
詳細はこちら



●お問い合わせは 企画総務グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス④まで

# 事業主様へ

## 資格を喪失される方の「保険証等の回収と返却」をお願いします

被保険者もしくは被扶養者の資格を喪失された時（退職等）は、保険証・資格確認書の回収と返却にご協力をお願いします。

保険証等の返却のポイント	保険証		資格確認書	資格情報のお知らせ
	有効期限	令和7年12月1日 (経過措置期間終了まで)	券面に記載された日 (発行から最長5年)	なし
	資格喪失時の返却方法	有効期限前 「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」と併せて、 <b>5日以内に日本年金機構に返却</b> 資格喪失時のお手続きにつきましては、日本年金機構にお問い合わせください		返却不要 (自己廃棄可能)
	有効期限後	返却不要 (自己廃棄可能)		



在職時の保険証等が使用できるのは、**退職日まで**です。\*資格喪失日以降、それまで使用していた保険証等は使用できません。誤って使用した場合は、**後日医療費（総医療費の7～8割）を返還**していただくことになります。（後日、協会けんぽより請求）

※ご家族が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から保険証等は使えません。

資格確認書や資格情報のお知らせに関するお問い合わせは  
業務グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス①まで

## 「ご退職後の健康保険」について

公的医療保険制度には、主に会社員等が加入する**被用者保険**、自営業者等が加入する**国民健康保険**、75歳以上の方が加入する**後期高齢者医療制度**\*1があります。日本国内に住所があれば、いずれかの公的医療保険制度への加入が義務づけられています。

ご退職後は、**協会けんぽの任意継続に加入**\*2する（最長2年）・**国民健康保険に加入**する・**ご家族の健康保険の被扶養者になる**等の選択肢があり、いずれかへの加入手続きが必要となります。

\*1 後期高齢者医療制度の加入者には、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けられた65歳以上75歳未満の方も含まれます。

\*2 協会けんぽに加入されていた被保険者様が退職された場合

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日までに<b>継続して2か月以上</b>の被保険者期間があること</li> <li>退職日の翌日から<b>20日以内</b>に「任意継続被保険者資格取得申出書」を<b>お住まいの協会けんぽ都道府県支部</b>に提出すること</li> </ul>	お住まいの市区町村にお問い合わせください	ご家族の勤務先に お問い合わせください
保険料	在職時の約2倍（上限あり） ※上限金額は毎年見直し変更することがあります	お住まいの市区町村にお問い合わせください	被扶養者の個人負担はありません

任意継続被保険者になった場合は、原則として、在職中と同様の保険給付が受けられます。ただし、傷病手当金と出産手当金は除きます。（給付金を受ける条件を満たしている場合を除く）

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

●お問い合わせは 業務グループ TEL:076-431-6155 音声ガイダンス①まで

## 全国健康保険協会 富山支部

協会けんぽ

スマホやパソコンで  
気軽に楽しんでいただける健康情報を配信中！  
季節の健康情報やお役立ち情報をお届け！



〒930-8561  
富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階  
TEL：076-431-6155（代表）

協会けんぽ 富山

検索